

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

熊谷市長 あて

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ㊟

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例第 6 条の規定により、次のとおり報告します。

大気基準適用施設

採取年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	排出ガス量 ($\text{m}^3 \text{N}/\text{日}$)	排出ガス中の酸素濃度 (%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 ($\text{ng}\cdot\text{TEQ}/\text{m}^3 \text{N}$)	試料採取者	分析者	備考

- 備考 1 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第 3 条第 1 項に基づき、換算した測定結果については、別紙 1 を添付するものとする。
- 2 規則第 3 条第 2 項に基づき換算した測定結果については、別紙 2 を添付するものとする。
- 3 2 以上の測定結果がある場合は、添付する別紙 1 又は 2 のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- 4 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

測定したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価 係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8—TeCDF				0.1	
	1,2,3,7,8—PeCDF				0.03	
	2,3,4,7,8—PeCDF				0.3	
	1,2,3,4,7,8—HxCDF				0.1	
	1,2,3,6,7,8—HxCDF				0.1	
	1,2,3,7,8,9—HxCDF				0.1	
	2,3,4,6,7,8—HxCDF				0.1	
	1,2,3,4,6,7,8—HpCDF				0.01	
	1,2,3,4,7,8,9—HpCDF				0.01	
	OCDF				0.0003	
	Total PCDFs	—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾフラン ダイオキシン類	2,3,7,8—TeCDD				1	
	1,2,3,7,8—PeCDD				1	
	1,2,3,4,7,8—HxCDD				0.1	
	1,2,3,6,7,8—HxCDD				0.1	
	1,2,3,7,8,9—HxCDD				0.1	
	1,2,3,4,6,7,8—HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
		Total PCDDs	—	—	—	—
	Total(PCDFs+PCDDs)	—	—	—	—	
コプラナー ポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5—TeCB(# 81)				0.0003	
	3,3',4,4'—TeCB(# 77)				0.0001	
	3,3',4,4',5—PeCB(# 126)				0.1	
	3,3',4,4',5,5'—HxCB(# 169)				0.03	
	2',3,4,4',5—PeCB(# 123)				0.00003	
	2,3',4,4',5—PeCB(# 118)				0.00003	
	2,3,3',4,4'—PeCB(# 105)				0.00003	
	2,3,4,4',5—PeCB(# 114)				0.00003	
	2,3',4,4',5,5'—HxCB(# 167)				0.00003	
	2,3,3',4,4',5—HxCB(# 156)				0.00003	
	2,3,3',4,4',5'—HxCB(# 157)				0.00003	
	2,3,3',4,4',5,5'—HpCB(# 189)				0.00003	
		Total コプラナーPCB	—	—	—	—
	Total ダイオキシン類	—	—	—	—	

備考 1 大気の測定結果を記入する場合には単位を ng/m^3 (毒性等量にあっては $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$)とする。

- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは「ND」と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格 K0311 によること。
- 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

特定施設(大気基準適用施設)の使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
使用状況	1日当たりの使用時間及び月使用日数等	時～時 日/月	時～時 日/月
	季節変動		
原料及び燃料 (ダイオキシン類の発生に影響のあるものに限る。)	種類		
	使用割合		
	原料又は燃料中の塩素分の成分割合(%)		
	1日の使用量		
排出ガス量 (m ³ /h)		最大 通常	最大 通常
排出ガス温度 (°C)			
排出ガス中の酸素濃度 (%)			
排出ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		最大 通常	最大 通常
その他参考となるべき事項			

- 備考 1 廃棄物焼却炉にあつては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。
- 2 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 その他参考となるべき事項の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載のこと。